

この書類は、お子様が感染症にかかった際、最初の診療日にいつから保育園に再登園できるかを医師と保護者が連携して報告するためのものです。

ここに記載の無い感染症については、登園届、治療証明書、意見書等が必要になる場合があります。

1. 意見書：医療機関（医師）が記入する部分

● 目的：園児の病名、診断日、そして登園が可能となる最短の日付を保育園に伝える。

● 主な病名（例）：麻疹、インフルエンザ、新型コロナウイルス、水痘（水ぼうそう）、おたふくかぜなど。

2. 申告書：保護者が記入する部分

● 目的：医師の診断と照らし合わせ、発症日・軽快日を記録し、保育所における感染症ガイドライン（こども家庭庁 2018 年版）が定める登園の目安（登園基準）を満たしているかを確認する。

● 最終チェック：医師の指示した登園可能日を過ぎているか、登園基準を満たし発熱等なく集団保育可能かを確認する。

医療機関記入用

意見書

北京保育園 園長 殿

患者氏名

年齢

年 月 日に

☐ 麻疹（はしか）

☐ インフルエンザ（☐ 型）

☐ 新型コロナウイルス

☐ 風疹

☐ 水痘（水ぼうそう）

☐ 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）

☐ 結核

☐ アデノウイルス（プール熱）

☐ 流行性角結膜炎

☐ 腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111 等）

☐ 急性出血性結膜炎

☐ 侵襲性髄膜炎

☐ 髄膜炎

☐ 髄膜炎

☐ 髄膜炎

☐ その他（☐）

と診断しました。

発症日は

年 月 日より一般的には登園可能と判断します。

（該当疾患に☑をお願いします）

です。

医療機関名

医師名

保護者記入用

申告書

感 染 症 名	登 園 の 目 安	発 症 日 (特定できる場合は記入)	軽 快 日
麻疹（はしか）	解熱後 3 日を経過してから	月 日	月 日
インフルエンザ	発症後 5 日を経過し、かつ解熱後 3 日を経過してから	月 日	月 日
新型コロナウイルス感染症	発症後 5 日を経過し、かつ症状軽快後 1 日を経過してから	月 日	月 日
風疹	発しんが消失していること	月 日	月 日
水痘（水ぼうそう）	全ての発疹が痂皮（かさぶた）化してから	月 日	月 日
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	腫脹が出た後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になったら	月 日	月 日
結核	医師により感染の恐れがないと認められていること	月 日	月 日
アデノウイルス（プール熱）	発熱、充血等の主な症状消失から 2 日を経過してから	月 日	月 日
流行性角結膜炎	結膜炎の症状が消失してから	月 日	月 日
百日咳	特有の咳せきが消失していること と又は適正な抗菌性物質製剤による 5 日間の治療が終了	月 日	月 日
腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111 等）	医師により感染のおそれがないと認められていること。	月 日	月 日
急性出血性結膜炎	医師により感染の恐れがないと認められていること	月 日	月 日
侵襲性髄膜炎	医師により感染の恐れがないと認められていること	月 日	月 日
その他		月 日	月 日

登園時の確認（下記内容に☑）

再登園には全てに☑が入る必要があります

☐ 医師が登園可能と意見した日を過ぎている。

☐ 登園の目安を満たしている。

☐ 発熱等無く体調が良く、集団保育することに支障が無いと保護者が判断した。

確認日 年 月 日

保護者氏名